

# 平野力三の戦中・戦後（上）

— 農民運動「右派」指導者の軌跡

## 横 関 至

---

はじめに

- 1 日本大衆党の「清党事件」
- 2 皇道会からの出馬と小作地国有論の提起
- 3 農地制度改革同盟と農地国家管理法案
- 4 翼賛選挙後の議会活動と著書『日本農業政策と農地問題』での提言（以上、本号）
- 5 社会党・日本農民組合結成の中心人物（以下、次々号）
- 6 片山内閣農相就任から農相罷免，公職追放へ
- 7 公職追放反対裁判から追放解除，政界復帰
- 8 保全経済会事件以後の平野

おわりに

はじめに

本稿の課題は、農民運動「右派」指導者平野力三の戦中・戦後の行動と思想を検討することである。農民運動は農民の生活を改善し「人間らしさ」の復活を求める運動であり、その象徴としての標語が「土地と自由」であった。その運動には、人道主義者、社会主義者、キリスト教徒など様々な思想傾向の人が参加した<sup>(1)</sup>。農民運動における「左派」と「右派」は、要求項目や活動形態はほぼ同じであるが、思想の違いで区分された。農民運動指導者の評価基準は農民の生活の向上と権利の確保にどれだけ役立っているかどうかであり、たとえ「右派」と規定された人物でもその土地の農民にとって自分たちの生活と権利を守ってくれる人であれば農民はその人を支持した。そもそも、農民運動における小作争議の闘い方は、「右派」であろうと「左派」であろうと、変化はなかった。農民運動においては、農民の生活の安定と権利の拡大のために地主と非妥協的に闘い農民運動に真剣に取り組んでいた「右派」も存在していたのである<sup>(2)</sup>。

---

(1) 拙稿「キリスト教徒賀川豊彦の革命論と日本農民組合創立」(『大原社会問題研究所雑誌』421号，1993年12月) 参照。

従来の研究においては、農民運動出身の政治家のうち、平野力三や吉田賢一らいわゆる右派の人々は分析の対象になることが少なかった。「右派」と規定すればそれで判ったようになるという思考が存在した。その思考においては、「右派」は政治権力・資本家・地主に結びついた存在であり「反共」を掲げ運動に分裂を持ちこむ「反共分裂主義者」という認識があった。平野についても、権力と癒着した運動家、「反共」主義者、社会運動分裂の仕掛け人という評価が一般的であった。そうした評価においては、平野が戦時下において土地国有論を掲げ戦後の農地改革の先駆けをなしたことや、平野が戦後の農民組合結成、社会党創立において中心的役割を果たした人物であったことについて、ほとんど検討の対象とされてこなかった<sup>(3)</sup>。

周知の如く、平野は1920年代から社会運動に関与した人物で、早稲田大学建設者同盟の時から活動に参加し、山梨県を基盤として日本農民組合の活動を展開し、日本農民組合の分裂の当事者であり、日本農民党を結成した人物である(建設者同盟史刊行委員会著『早稲田大学建設者同盟の歴史』日本社会党中央本部機関紙局発行、1979年、参照)。7党合同で結成された日本大衆党の書記長であった平野は、「清党事件」で日本大衆党書記長を辞任し日本大衆党から除名され、社会大衆党には参加できず、独自の道として皇道会に加わった。平野は、戦後の農民組合再建と社会党創立において、中心的役割を果たした。社会党第一党の連立内閣である片山内閣の農相となったが、日本国憲法の下での首相による大臣罷免の最初の事例である平野農相罷免と、異例な形での公職追放決定によって一旦は政界から退かざるを得なかった。その後、衆議院議員に復活当選するも、保全経済会事件への関与が影響し落選し、政界から身を引いた。浮沈の激しい政治家、社会運動家であり、「反共分裂主義者というレッテルをはられている」(寺山義雄『戦後歴代農相論』富民協会、1970年、87頁)なかで通算7回の当選を果たし支持基盤の強固さを誇った政治家であった。戦前農民運動についての平野の主張の骨子は、『社会科学』4巻1号(1928年2月発行)の「特集 日本社会主義運動史」に収録されている「日本農民党の運動過程」に鮮明に示されている。「我が国に於ける近代農業の疲弊は、資本主義発展の必然の結果にして、農村の振興と、農民の解放とは一に係つて資本主義経済組織の改造に在る事は勿論である」(『社会科学』4巻1号、448頁)とした上で、欧米諸国との比較をおこなっている。「我が国社会進化の過程は政治上並に経済上、変則的發展をなせるものにして、殊にその農業に於ては欧米諸国に比し、特殊なる事情を有し、農民の階級的構成も亦欧米のそれに比して極めて複雑なものであるを信ずるものである」(同上)、そうした欧米との比較の視点から、日本における農民運動の性格について、「単純なる直訳的運動を排し、我が国農村の現実を直視し以て之に適合する秩序的、合理的方策を確立するの必要を痛感するものである」(同

(2) 「右派」は「反共」であったが、地主にたいしては非妥協的であった。1973年に発表された吉見義明氏の論文「日本大衆党と清党事件」2(『史学雑誌』82編6号52頁、注98)においては、この点が指摘されていた。「農民党は政治的には最右翼であった。そして傘下の農民組合は右派であり『現実主義』であったが、しかし地主に妥協的であったとはいえない」と。しかし、この見地は、その後の農民運動史研究において、深められたとはいえない。

(3) 拙稿「戦後農民運動の出発と分裂」(法政大学大原社会問題研究所 五十嵐仁編『「戦後革新勢力」の源流』大月書店、2007年、142頁)は、今後の課題の1つとして、平野力三を分析する必要性を提起した。本稿は、それを受けての作業である。

上)と把握し、「単純なる直訳的運動」としての「極左急進的農民運動」への批判を展開した(同上, 448頁, 449頁, 450頁)<sup>(4)</sup>。

平野力三を対象として分析することの意義は、次の3点である。1つは、平野の小作地国有論と農地改革との関わりである。従来の研究は、農地改革の歴史的前提を探る際にも、農林官僚の対応のみに限定された議論が多く、運動当事者の議論は看過されてきた。農林官僚の案についての検討はなされてきたが、旧農民運動指導者による農地改革の提案の持つについての検討は、ほとんどなされていないのが現状である。この点拙稿「農地改革の位置づけをめぐって」(『占領後期政治・社会運動の諸側面(その1)』大原社会問題研究所ワーキング・ペーパー33号, 2009年6月)を参照されたい。2つめに、「右派」と評された平野が戦後の農民組合結成、社会党創立において中心的役割を果たし農相に就任し得たのは何故か、平野が戦前・戦中の農民運動指導者のなかで初めての農相に就任したのは何故か、これらの疑問を解くことは、戦前・戦中・戦後の社会運動史、政党史を検討する上でも、戦後社会党史、戦後農民運動史を解明する上でも不可欠の課題である。3つめとして、日本国憲法の下での首相による大臣罷免の最初の事例である平野農相罷免問題、異例な形で公職追放決定についての検討は、戦後政治史を明らかにしていく上で避けて通れない事柄であるからである。

平野についての伝記的研究は、未だ刊行されていない。追想録としては、平野力三追想録刊行会編集・発行『元農林大臣平野力三先生追想録 悲運の農相 平野力三』(1982年。以下、『悲運の農相』と略記)がある。従来の権力と癒着した運動家、「反共」、社会運動分裂の仕掛け人という平野像を決定したのは、「清党事件」についての以下の研究であった。まず、増島宏氏の論文「社会民主主義と軍部・ファシズム」(『社会労働研究』17号, 1964年。後に同氏著『現代政治と大衆運動』青木書店, 1966年所収)、同じく「社会民主主義者の『革新』-麻生久を中心として」(篠原一・三谷太一郎編『近代日本の政治指導-政治学研究』東京大学出版会, 1965年)、さらには、増島宏・高橋彦博・大野節子『無産政党の研究』(法政大学出版局, 1969年)、そして吉見義明氏の論文「日本大衆党と清党事件」1, 2(『史学雑誌』82編4号, 6号, 1973年)、同「(解題) 労農派の組織と運動」(法政大学大原社会問題研究所編『日本社会運動史料 機関紙誌篇 「労農派」機関誌 労農・前進(別巻)』法政大学出版局, 1982年。以後『労農・前進(別巻)』と略記)等であった。これらの研究は、その後の平野なかんずく戦後の平野にはほとんど言及されていない。坂本義和・ウオード編著『日本占領の研究』(東京大学出版会, 1987年)所収の内田健三「保守三党の成立と変容」および竹前栄治「革新政党と大衆運動」は、1978年におこなった平野からのインタビューを使用して、戦時下議会での行動と戦後の政党結成について論じている。

(4) 前掲『早稲田大学建設者同盟の歴史』に収録されている平野の談話からは、平野の発想を知ることができる。「理論的に何を勉強したというより、そんなに小作料を納めたら食えないじゃないか、人道的社会主義の見地から気の毒だ、というのが基本的立場だった」(同上, 294頁)と述べている。さらには、当時の農民について「小作料減額の運動はやるけれど、思想的な運動などはおよそ縁がないんだ。共産党はそんなばあいでも過激な運動をやって、農民がつかまってもそれが出来て来て共産党になるだろう、ということだった。けれど私たちは、もっと農民の実利的方面を重んずべきで、君が代をうたおうと日の丸を振ろうと、それはそれという考えだった」(同上, 313頁)と語っている。

社会党結成と平野との関わりについては、拙稿「日本農民組合の再建と社会党・共産党(上)」(『大原社会問題研究所雑誌』514号, 2001年9月)および大野節子「日本社会党の結成」(法政大学大原社会問題研究所・五十嵐仁編『「戦後革新勢力」の源流』大月書店, 2007年)も参照されたい。

平野の公職追放については、岩淵辰雄「権力に弱い国民－平野力三氏追放の真相」(『読売新聞』1948年1月18日, 岩淵辰雄『岩淵辰雄選集』第3巻, 青友社, 1967年, 150-151頁。増田弘『公職追放』東京大学出版会, 1996年, 230頁参照), 元毎日新聞社政治部副部長栗原廣美氏の『平野追放の真相』(風間書店, 1948年6月)及び毎日新聞社政治部長住本利男氏の『占領秘録』(毎日新聞社, 1952年12月)が詳しい。さらに、「時局閑談 解除以後の『愛国心』」(『改造』31巻12号, 1950年12月号, 司会 渋谷秀雄, 出席者は著述家鶴見祐輔, 作家林房雄, 実業家藤山愛一郎, 元農林大臣平野力三), 「座談会 陰謀に利用された追放」(『改造』33巻6号, 1952年4月増刊号, 司会 大宅壮一, 出席者は元・農林大臣平野力三, 元・追放訴願委員岩淵辰雄, 元代議士大宮伍三郎, 元・追放訴願委員谷村唯一郎)および平野の回想(「GHQのイエス・マンたち」, 『文藝春秋』臨時増刊, 1954年7月)等も注目すべき文献である。平野力三・岩淵辰雄対談「ワナにかかった悲運の平野」(『日本週報』361号, 1956年4月15日号)は、後に、松本清張「日本の黒い霧 公職追放とレッドパージ」(『文藝春秋』1960年11月)で紹介されている。片山内閣記録刊行会編集・発行(松岡英夫執筆)『片山内閣 片山哲と戦後の政治』(1980年。以下、『片山内閣』と略記)は、「第19章 平野農相の罷免・追放問題」を設け詳しく分析している。田村祐造『戦後社会党の担い手たち』(日本評論社, 1984年)は平野入閣をめぐる対立, 平野農相罷免問題, 公職追放について言及しており, 樋渡展洋『戦後日本の市場と政治』(東京大学出版会, 1991年)は「『赤と緑の同盟』の可能性を消去させた転機は, 平野罷免問題であったと思われる」(253頁)との視点を提起している。ほかに, 福永文夫『占領下中道政権の形成と崩壊』(岩波書店, 1997年)は平野農相罷免問題が片山内閣崩壊の一要因であったとの視点から検討している。中北浩爾『経済復興と戦後政治』(東京大学出版会, 1998年)においても論及されている。増田弘氏の『政治家追放』(中央公論新社, 2001年)所収の「平野力三パージ」は英文資料をつかって追放決定過程を詳しく分析している。平野力三の公職追放反対の裁判闘争については, 公職追放反対裁判での弁護士で後に中央大学理事長を務めた大塚喜一郎氏の著作『占領政策への闘いと勝利』(中央大学出版部, 1972年)がある。中村義幸「行政訴訟制度の改革」(明治大学社会科学研究所叢書の高地茂世・納谷廣美・中村義幸・芳賀雅顕『戦後の司法制度改革』成文堂, 2007年)は、「平野事件の勃発とその影響」という節を設けて, 平野の公職追放反対裁判について司法制度改革という視点から分析している。

## 1 日本大衆党の「清党事件」

従来の平野像は, 権力と癒着した運動家であり, 「反共」を掲げ社会運動分裂の仕掛け人というものであった。こうした従来の平野像が形成される上で, この「清党事件」は決定的な役割を果たしたものであり, 平野像の再構成のためにはこの事件の再検討が不可欠となる。

「清党事件」の概略を, 前掲『無産政党の研究』および吉見義明氏の前掲論文「日本大衆党と清党事件」に依拠して, 略述しておこう。無産政党の分裂状態をかえるべく7党の合同によって結成

された統一政党である日本大衆党の書記長に、独自の運動を組織しており農民組合分裂の主役となり「極左急進分子」への批判を展開していた平野力三が就任した。このことが、そもそもの出発点となった。合同直後から、麻生久と平野力三への批判が表面化し、麻生と平野が田中義一首相から金を受け取り、麻生が足尾銅山から金をもらったとの暴露記事が出された。それを証拠として、猪俣津南雄・鈴木茂三郎・黒田寿男ら労農派の一部幹部による麻生・平野攻撃が始まった。これは、労農派内部の「急進派」が長老たる堺利彦や山川均の反対を押し切って強行したものであった。その後、何故か、麻生への疑惑は問題とされず、平野の疑惑を追及する方向へ動いていった。そして、平野と平野追及をおこなった労農派の両者に対して、党からの除名処分が下された。この一連の出来事がいわゆる清党事件と評されるものである。

平野が馬頼寧や田中義一から資金の提供を受けていたことは、前述の諸研究が明らかにしている。さらに、これらの研究発表の後に刊行された前掲『悲運の農相』には、次のような証言もある。印刷所経営者の山県隆定の回想では、「岳父、山県国次と知り合ったのは、昭和二年当時」で、「田中竜夫前文部大臣の父君田中義一元総理にも支援を受け、新聞を発行、此の印刷を私共でやり、新宿のホテルに友人が待って居り、官邸へ届け総理よりお茶の缶（拾円札三千円入）を壺個貰ったと聞いて居ります。当日の円タク代金が15円になり、私共の印刷代と共にやっと支払った由」（山県隆定「平野力三さんの思い出」、前掲『悲運の農相』51頁）と。こうした点から、平野が田中義一から資金の提供を受けていたのは明らかである。しかし、平野の資金集めは、政治家にとどまらなかったことに注目すべきであろう。広い範囲の人々から資金を集めていたことも明らかにされた。前述の山県隆定の回想のなかには、「銀座の元の『電通』の近くに、当時見番があり、粋な日本造りの池のある庭があり、市村羽左衛門の別宅に出入し、主人の不動マサ子さんには支援を受けた由」（同上）、「当時夏川静江後援会とか吾妻徳穂さんとも親交があり」（同上）とも記されている。平野が様々な人々と交流し「支援を受けた」政治家であることが判る。この点で、田中義一からの資金援助だけを取り上げて資金獲得を論じてはなるまい。

問題は、資金援助をどのように評価するかということである。こうして集められた金は、個人のためのお金ではなく、政党運営のための資金であった。平野の個人的な利益のために集めたお金ではなかった。私腹を肥やすための資金集めではなく、政党運営のためにいわば公的な資金を集めていたのである。政治資金の集め方について、「ひも付き」にならなければ誰から金をもらおうと構わないとみるのか、金を出した人間によって「不浄の金」かそうでないかを区別して考えるべきであるとみるかで、評価は分かれることとなる。前者は、「ミイラ取りがミイラになる」という危険性は常にあるが、その金で活動が活発になるならば、それは良いことであり、金の出所は問わないという立場である。後者は、金を出した人によって活動が左右されることになるという点に重きを置いて考える立場である。しかし、利用されるかどうかは、受け取った側の対応如何である。前者の立場からの資金集めも許容の範囲内とすべきであろう<sup>(5)</sup>。平野のみならず、「清党事件」におい

(5) 麻生久や平野の行動への評価において、従来しばしばみられた傾向として、軍人と共同歩調をとったのだから軍国主義への賛同者であるという把握が見られた。しかし、軍人と共同歩調をとったからといって、それを軍国主義への賛同とみなすことには慎重でなければなるまい。改革派軍人の存在を看過してはなるまい。

て平野を糾弾した鈴木茂三郎や田所輝明ら労農派の面々も、前者の立場にたっていた。この点については、『橋浦日記』に次のように記載されていることから明らかである。「鈴木、田所は合同前にしばしば沼袋の僕の宅で協議していたのだが、平野を書記長にして平野の稼いで来る金を知らぬ顔で費つてやれとは、鈴木君も知って知らぬふりでいる事になつていたやうに思ふ」(『橋浦日記』1937年3月1日、前掲吉見義明「(解題) 労農派の組織と運動」、『労農・前進(別巻)』51頁)。このように、鈴木茂三郎や田所輝明は、平野にお金を集めさせておいて、そのお金を使用しつつ、このお金は権力からでた汚いものであるとして平野を批判したのである<sup>(6)</sup>。

この清党事件で一番大きな被害を受けたのは平野である。平野は書記長を降りざるを得なくなり、その後党から除名された。その上、権力者から金を貰って運動を衰退させようとする人物だとの評価が定着していく。政治家・社会運動指導者としての経歴に大きな汚点となった。この事件についての平野自身の総括として、小論が2本ある。まず、「日本大衆党の行方」(『文藝春秋』1929年6月号)では、「半ケ年に亘る日本大衆党の闘争史は、他面において、まことに収拾し難き、各旧党の指導権独占のための内的抗争の歴史であった」(同上、67頁)として、「猪俣氏初め、旧無産大衆党系の指導幹部等は例の大抗争を引き起こした執行委員会における自分の陰謀が破れるや、直ちに『戦線統一同盟』なる共産主義的指導団体を組織し」、「党の共産主義化を企てた」(同上、67-68頁)と断じた。その上で、自分の立場を次のように示した。「反共産主義、現実主義の旗幟の下に結成された吾々は、断じて、最早かかる無力にして、然も同時に極めて危険なる無軌道の進路を進む党に止まつている事は出来ない。吾々は、今こそ、ハッキリと、山川式『統一戦線論』の誤謬の歴史的証明を受け取つた」(同上、68頁)と。次に、「大衆党分裂と吾々の闘争方向」(『改造』1929年7月号)は山川均の戦線統一論を批判した上で、「右翼社会民主主義」こそ指導理念となるべきであると主張した。「真の階級戦線の統一が、漫然たる左中右の全部面のセンチメンタルな統一でなく、一個の明確な宗派的指導精神の下への全労農小市民大衆の同化と吸収であるとするならば、吾が国現下の客観的状況の下においては、左右両翼の何れのイデオロギイが当面の闘争を最も勝利的に指導し行くであらうか? 吾々は、明白に次の如くに答へうであらう。曰く、右翼社会民主主義である、と」(同上、88頁)。そして、合法闘争のとらえ方として、以下のような見方を示した。「断じてウルトラ派の強ふるが如く、一貫して闘争の合法性を主張するものではない。然し乍ら日本支配

---

その点で、宇垣一成と平野の関係をどのように評価するかが問題となろう。1973年に発表された吉見義明氏の前掲論文「日本大衆党と清党事件」において詳述されているように、宇垣は、共産主義に反対し、ロシア革命型の革命に対する恐怖から労働者と農民の提携を妨げることを企図していた。宇垣と平野においては、反共という点で政治目的が一致していたのである。それ故に、政治行動を共にする場合もあった。なお、堀真清編『宇垣一成とその時代-大正・昭和前期の軍部・政党・官僚-』(早稲田大学現代政治経済研究所、1999年)では、宇垣と社会運動・無産政党との関わりという視点からの検討はほとんどなされていない。

- (6) 「清党事件」の一方の当事者として、田中首相から資金を貰ったとして平野を攻撃した陣営の中心人物であった鈴木茂三郎が、周知のごとく敗戦直後の新政党結成時点での徳川義親からの資金利用の計画には、どっぷりと入りこんでいた(粟屋憲太郎編集・解説『資料日本現代史 3』大月書店、1981年、58頁、429頁)。時の首相であった田中義一からの金だから問題で、クーデター計画に資金的援助をしたといわれる徳川義親ならば良いのだろうか。平野ほどには、鈴木茂三郎の資金問題は検討の対象となつてこなかった。

階級があらゆる全体性を自らの武器として利用している際には反対に、吾々も此の合法性を極度に利用することが出来るし、又、利用すべきである。絶対に合法性利用を拒絶するかのウルトラ派の闘争を見よ！『地下建築』等と称へてはいるが、その実は全く手も足も出ないではないか？」(同上)と。

労農派も、大きな打撃を受けた。理論的指導者であった山川均と猪俣津南雄が、労農派から脱退し、鈴木茂三郎、黒田寿男らの幹部が大衆党から除名された(前掲、吉見義明「(解題)労農派の組織と運動」参照)。鈴木は「裏切者平野君に対しては、温容寛大なりし党執行部も、我々に対しては勇猛果敢であつた」(「共同戦線党の旗の下に」『改造』1929年7月号)と記している。荒畑寒村は清党事件当時は3・15事件に「連累して入獄中」であつたが、『労農』4巻2号(1930年4月)に発表した論文(「『労農』は誤らざりしか-清党運動の誤謬を清算せよ」)で清党運動を痛烈に批判し、「その方法に於て誤まつたのみでなく、この暴露戦術が根本的に誤謬であつたと考へざるを得ない」(同上、96頁)と記している<sup>(7)</sup>。批判の際に、次のように述べているのが注目される。「もし真に有効に彼等の醜行を暴露せんと欲したならば、吾々はまづ退つ引ならぬ証拠を握つた上で、これを党の機関につきつけるべきであつた」(同上、95頁)、「しかし乍ら、平野某と軍閥の巨頭某との醜取引は、恐らくは他にこれを窺知実見したものはなかつたであらうから、かかる性質の行為を暴露する上に、積極的な証拠材料を握らずして、単に宣伝によつて大衆の憤激を燃やさんとしても、所期の効果を得られぬのは固より当然である」(同上)と。

事件の結果、一番大きな利益を得たのは、日本労農党系(日労系)であつた。書記長の平野は失脚し、事件を拡大させた鈴木茂三郎、黒田寿男らの除名により労農派は従來の力を失つた。しかも、金を受け取つたとして平野と共に名前を挙げられた麻生久は、除名処分を受けず、党首に就任し、後には社会大衆党の指導者になっていく。1929年6月15日の日本大衆党拡大中央執行委員会で新役員を選出したが、党首に麻生久、書記長に河野密、統制委員長に須永好、常任中央執行委員にも三輪寿壮や浅沼稻次郎など、主要な部署に日労系の人物が配置された。この幹部配置をみれば、「党はほとんど旧日本労農党に還元するのの有様となつた」(三輪寿壮伝記刊行会編集発行『三輪寿壮の生涯』1966年、321頁)という表現が妥当であると言わざるをえない。

書記長辞任後、平野は恐喝事件に関連したとして市ヶ谷刑務所に収容された。『大阪朝日新聞』1929年8月15日号は、「警視庁刑事部第2課吉岡警部補は午前10時元日本大衆党書記長平野力三氏を召喚取調べを行ったが、午後5時大竹検事の令状執行され、同夜は警視庁に留置、15日朝送局されるはず」、「右は過般検挙した暴力団柴尾與一郎一派の恐喝事件に関係あるやに見られる」と報じている。翌日、平野は「市ヶ谷刑務所に収容」された(『大阪朝日新聞』1929年8月16日号)<sup>(8)</sup>。

(7) 清党事件当時、荒畑は3・15事件に「連累して入獄中」であり、事件決着後の「昭和4年の3月」に保釈で出て来た(荒畑寒村、向坂逸郎『うめ草すて石』至誠堂、1962年、313頁)。「うめ草すて石」での回想において、荒畑寒村は、「とにかくあれは労農派の大失敗でしたね」(同上、315-316頁)と総括している。さらに、清党事件追及の中心人物の一人であつた猪俣については、「的確な証拠もない暴露戦術なんか何の役にもたないことは、猪俣君ほどの理論家にわからないはずはないと思うのに、こんな軽率なあやまちをおかすというのも、ひっきょう左翼主義を観念的にしか考えていない結果だと思ひますね」(同上、314頁)と述べている。

(8) 「暴力団」の柴尾與一郎と記されている人物は、清党事件で重要な証言をおこなつた柴尾與一郎(前掲『無

1929年12月13日に保釈出獄となり、12月15日には山梨農民労働党の結党式に出席した。「13日漸く保釈出獄した平野会長も駆けつけ、12月15日午前10時から甲府市桜屋に於いて山梨農民労働党の結党式を挙行した。出席者千二百余名」(『日本社会運動通信』82号、1929年12月23日、47頁)。

平野が保釈されるまでの間、山梨県では平野を指導者とする運動を切り崩そうとする取り組みがなされた。1929年9月10日の合同協議会での日本農民組合総同盟山梨県連代表の樋口光治の報告によれば、「従来、平野派が4千名あったが、平野氏の入獄等の結果、之等は社民党へ入党を希望しているが、氏等の悪指導の結果運動が墮落しているので、幹部を清算しつつ厳選して入党を許している」(「大右翼結成の農民組合統一なる 合同協議会で社民党支持声明」『日本社会運動通信』68号、1929年9月16日、2頁)と。しかし、「平野派」はその勢力を保持し、平野への支持基盤の強固さが際立つこととなった。「全日本農民組合山梨富山県情勢」(『日本社会運動通信』78号、1929年11月25日、23頁)は、次のように伝えている。「その後委員長の平野力三氏が個人的問題で刑事事件を起こして収監される等の事情あり、全国的組織としての活動は殆ど不可能に近い状態にあったが、山梨を初め岐阜、富山の各地には依然として5百乃至1千名に近い組合員を推し、農民運動における代表的右翼陣営を形成している。山梨県は、過る8月の町村議戦に際しては、日本大衆党を遙かに凌駕する好成績を挙げてその実力を示し、これに勢いを得て、更に労働組合の組織運動を進めている現状である」と。

こうした支持を背景として、衆議院選挙への取り組みがなされた。1930年1月19日全日本農民組合の緊急選挙対策委員会が開かれ、「中沢弁次郎、平野力三、坂本利一、稲富稜人氏等出席」し、立候補者を決定した。平野は「山梨県(区未定)」からの出馬となった(『日本社会運動通信』90号、1930年1月22日、1頁)。1930年2月の総選挙では、平野は落選した。選挙の後の1930年5月に、日本農民組合山梨県連が結成され、平野は会長に就任した(『農民組合運動史』679頁)。1931年1月に日本農民組合が全日農と日農総同盟の合同により、結成されたが、会長片山哲、主事稲富稜人であり、平野は役員に入っていない(同上、570-571頁)。1931年12月の日本農民組合山梨県連大会は「国家社会主義の旗幟を鮮明に高揚」(同上、626頁)した。1932年4月には日本農民組合は社会民衆党支持を取消し、「国家社会主義新党の樹立に向って邁進」との声明を発表し、主事兼会計を平野がつとめる新本部を確立した(同上、627-628頁)。

「清党事件」の結果、大衆党内部では日本労農党系が主力となっていった。その大衆党を主な母体として、委員長麻生久、書記長三輪寿壯の全国大衆党、全国労農大衆党が結成された。この全国労農大衆党と社会民衆党の合同により、1932年7月に社会大衆党が結成された。社会大衆党でも、書記長に麻生久、中央幹部に三輪寿壯、三宅正一、須永好、杉山元治郎が配置されるなど、旧日本労農党系は主要幹部の座についた。平野は社会大衆党には参加しなかった<sup>(9)</sup>。この時点では、野

---

産政党の研究』参照)と同一人物なのであろうか。今後の検証が必要である。

(9) 何故、麻生久は残り、平野は追放されたのか。何故、麻生は社会大衆党の書記長となりえたのか。批判の集中砲火は平野に浴びせられ、麻生は逃れることができたのは、何故か。「両雄並び立たず」ということで、平野が狙われたのか。日本労農党系が主流であったから麻生は庇われ、平野は批判の対象にされたのか。これらは、今後の検討課題である。なお、日労系を中心とした社会大衆党のその後の歩みについては、拙稿「大日本農民組合の結成と社会大衆党」(『大原社会問題研究所雑誌』529号、2002年12月)を参照されたい。



口義明の言う如く、「今は無産運動の迷子である」という状態であった。野口曰く、「清党運動に煽られて半歳にして脱退。お寺の恐喝事件で入獄。出獄後昭和5年の総選挙には山梨から立候補今は無産運動の迷子である」（『日本人物誌叢書 1 野口義明「無産運動総闘士伝」』日本図書センター、1990年、227頁。原本は、社会思想研究所から1931年6月出版）と。

このように、「清党事件」は労農派の一部指導者による平野追い落としを狙った策謀であったが、労農派も平野と共にその勢力を減じてしまった。この事件によって、7党合同で結成された日本大衆党の書記長であった平野は書記長を辞任し、後に日本大衆党から除名された。その後も、社会大衆党には参加せず、独自の道を探求せざるを得なかった。その上、権力と癒着した人物というイメージは付与されたままであった。

## 2 皇道会からの出馬と小作地国論の提起

社会大衆党に参加できず独自の道を選択せざるをえなかった平野は、1933年に結成された皇道会に参加し常任幹事となった（農民組合史刊行会編『農民組合運動史』日刊農業新聞社、1960年、632頁）。平野の「皇道会と農業政策」（『農政研究』15巻4号、1936年4月）によれば、「皇道会はこの時局に当面し皇道精神に立脚し国家改造の使命を以て生まれたのであります」とされ、その綱領は「皇道政治を徹底し以て金甌無欠なる我が国体の精華を發揮するを主眼とす」というものであった（同上、84頁）。具体的政策として、次の5点を掲げていた。「1、既成政党の積弊を打破し、以て公明なる政治の確立を期す」、「2、資本主義経済機構を改廢し、国家統制経済の実現を期す」、「3、国民道徳の振興を図り、以て綱紀の肅正を期す」、「4、軍備を充実し、以て国防の完備を期す」、「5、国際正義の貫徹を図り、世界資源の衡平を期す」（同上）。

1933年6月、日本農民組合は「皇道会の旗の下に農民解放の一大運動を展開」との声明を発表した（前掲『農民組合運動史』632頁）。1933年7月には、日農山梨県連は皇道会支持を正式決定し、平野会長、松沢一主事という陣容となった（同上、680頁）。1934年3月の日本農民組合全国大会は、綱領・主張を改正し、綱領に「皇道政治の徹底」を掲げた。会長平野、主事兼組織部長北山亥四三、政治部長稲富稜人、争議部長小野永雄、宣伝部長松沢一、教育調査部長今里勝雄の役員が選出された（同上、632-634頁）。小野永雄は1935年に山梨県議（同上、681頁）、稲富稜人は1935年に福岡県議（同上、664、755頁）となっていた人物である。

ところで、皇道会の結成に際しての「五・一五事件直前に於ける空気」との関わりについて、松沢一は次のように語っている。松沢は、平野と一貫して行動を共にした人物で、後に県議、衆院議員をつとめた人物である。山梨県編集・発行『山梨県史 資料編17』（2000年）に所収されている「山梨県に於ける小作事情並農村生活の実状に就て 1939年1月28日」（司法省調査部『世態調査資料』第9号、1939年）は、甲府地方裁判所の所長、判事、検事正、前山梨県小作官補と「小作並金銭債務調停委員として小尾保彰、新津隼太、松沢一、樋口光治、皇道会会員の望月竜雄」が出席した（『山梨県史 資料編17』536頁）。そこでの佐藤所長からの「皇道会が結成されたのは何時ですか」との質問に対し、松沢は次のように答えている。「昭和8年です。併し、其の2、3年前からその様の空気はありました。其の頃農民運動に携わる者は軍人にクーデターあり、今に軍人がファッ

シヨ的な団体を作るであろうと云ふことを感知して居つたので、軍人に働きかけた処、軍人は此際此時、地主と雖も、折れなければならないと云ふて、東京から本県へも出向いて地主と折衝したのでありますが、地主は所有権を左右されるものですかといふことから剣もホロホロの挨拶をしたので軍人の意見は地主に国家観念なし、これではどうしてもやらなければならないと云ふことになったのであります。之が五・一五事件直前に於ける空気でありました」(536-537頁)と<sup>(10)</sup>。

1936年の第19回総選挙での選挙公約は、平野の「皇道会と農業政策」(『農政研究』15巻4号、1936年4月)によれば、以下のようなものであった。まず、農民運動の位置づけについて、「我が国の農民階級が国家経済の見地よりするも、又国防の見地よりみるも実に国家の礎石たるに拘らず、その生活の状態は甚だしく恵まれずして社会のドン底に押し込められたる現状を直視する時、正義のため人道のため、農民解放の信念は1日として念頭を去り得なかつたのであります」(同上、82-83頁)、「私は此の社会制度及経済制度の不合理を是正するの運動こそは、正に私の全生涯を賭しても意義あるものである事を年と共に確信するに至つたのであります」(同上、83頁)との所信を述べた。そして、議会での活動の意義について、「是非当選の榮を得たいと念ずる所以のものは、この農民運動の体験を国会の議場に深刻に反映したい熱情に燃ゆるためであります」(同上)、「過去の代議士にして真に農民の苦痛を議場に叫んだ者がありましたでせうか」(同上)、「己の子供が瀕死の状態にある時、一服の薬を求め能はざる農民階級の存在する事を痛烈に国民の前に訴へた農民の代表が果してありませうか」(同上)と訴えた。その農業政策は、「1、小作法の制定」、「2、耕作権の確立」、「3、小作料の合理化」、「4、米穀の国家管理」など14項目(同上、84頁)であった。

この選挙公報の時点では、「小作地国有」は提唱されていない。この時点において、以下の団体が「小作地国有」を提起していた。日本農民組合は「8年の全国大会に小作地の国有をととなえ、それによって耕作権の確立と小作料の軽減をはかることができると次のように主張した」(前掲『農民組合運動史』758頁)。「9年度大会においても引つづき同様の提案を行う」(同上、759頁)。日本農民組合の支持する「皇道会の農村対策委員会においても同じ趣旨にもとずいて、次の耕作地国家統制案を作成して、これを政府に要望した」(同上)。日本農民組合総同盟も、1934年度大会で「全国小作地を自作地化する件を提案し、全国の小作地を国有化して、現存の耕作者に無償耕作せしめることを決議した」(同上、760頁)。

1936年2月の第19回総選挙で当選した後、平野は「小作地国有」を公表した。「小作法制定より小作地国有へ」(『農政研究』15巻6号、1936年6月)において、平野は次のように主張した。まず、農村の現状について「農村の紛議が単に小作料の減免の域を超へ耕作地其の物に対する本論に入らんとする状態にあると思ふのである」(同上、35頁)と把握し、「小作法制定の急務」を説いた。「農民の生産に対し其の根幹たる土地制度の問題が今日その争議の主因たるを思ふ時、為政者は速かに此が対策を講ず可きは論を要せざる所である。之小作法制定の急務を農林省当局の自覚し来る事の当然の事なり」(同上、36頁)と。そして、「農村の土地制度改革の根本案」として「小作地国

(10) 公職追放反対裁判での平野の弁護人であった大塚喜一郎氏は、『占領政策との闘いと勝利』(中央大学出版部、1972年)において、平野は日農の代わりに皇道会の看板を掲げて農民運動を展開していたと主張した。松沢の発言は、この議論を裏付けるものである。

有」を提唱した(同上)。その小作地国有論の概略は、「土地に対し土地証券を発行し政府之を買収し地主は土地証券を得て政府より其の証券に対する利子(小作料の代り)を受く、小作人は政府に対し従来地主に支払ひたる小作料を支払ふ。然して此の際小作料の徹底的合理的改正を行ふ」(同上)というものであった。平野に言わせれば、その案は地主にとっても、小作人にとっても利益となるものであった。「要するに地主は土地証券に依り安んじて一定の収入を得らると共に、小作料取立の繁雑を免れ且つは金融上死物化せる土地も真の流通性を得、大いに利すると共に小作人、又小作料の半減に依り救はると共に政府の土地を耕作するが故に耕作権は確保され長年の主張たる、小作権の合理化と耕作権の確立は此所に達せられしと言ふ可し」(同上、37頁)と。

議会では農林大臣に対し、次のような質問をおこなった(「農村問題に対する認識如何」『農政研究』15巻8号、1936年8月)。「養蚕に従事致します所の農民、米を作る所の農民と云ふものが、生活上の不安定の上に在ると云ふことが、現下の農村問題の重大性であります」(同上、21頁)、「小作人階級に対する、耕作の権利を認むる所の法律を制定するの意思でありや否や、之を具体的に申しますならば、1は小作法の制定であります。1は一部の土地に対する所の国有問題であります」(同上)、「此土地問題に対しましては、不徹底なる所の小作法にあらざして、断じて一部の土地を国有にする、即ち土地国有案にまで相当の御考を農林大臣の思想の中に、御持になつて居りますかと云ふことを最後に私は何はんとする者であります」(同上)。これに対して島田俊雄農林大臣は以下のように答弁した。「農村問題の鍵が、土地制度の上にあると云ふことを考へて居るものでありまして、之に付ては慎重な研究を遂げまして、土地の制度に付て何等か立案をし、対案を得ました場合には、之に付て諸君の御協賛を得るに至るであらうと、斯様に考へて之は努力を致して居ると云ふこと申上げて置きます」(同上23-24頁)と<sup>(11)</sup>。

1937年の第20回総選挙でも、平野は皇道会から出馬し、当選した。1939年時点での山梨県の皇道会の勢力について、松沢一は前掲の資料で次のように語っている。「現在組織せられている農民組合員は1万6、7千でありまして、小作農家の約半数に過ぎません。そして是等は皇道会、又は大衆党に属して居るのであります。皇道会は主として小作経済並政治、大衆党は主として思想並政治に重点を置いて居るのでありまして、無産党の政治方面の勢力としては皇道会からは村会議員3百7、80人、県会議員1人、代議士1人を出して居り、大衆党からも東八代から県会議員1人を選出して居ります」(前掲『山梨県史 資料編17』535頁)。

このように、平野は皇道会から出馬して初当選した議会での質問において、地主の土地私有の撤

---

(11) この国有論は、従来の革命の成功の暁に展開されるとみなされていた国有論とは異なり、政治体制の変更なしの国有論であった。この小作地国有論の実現可能性については、地主の抵抗と共に、財政上の問題もあろう。しかし、こうした提案が運動当事者から提起されていたことに注目したい。従来の研究は、農林官僚の対応のみに限定された議論が多く、運動当事者の議論は看過されてきた。なお、平野自身は、1972年の著書『農地改革闘争の歴史』(日刊農業新聞社)において、「この小作地国有論は、その後の『農地国家管理法案』や戦後の農地改革における構想の基礎をなしたものであることは、土地問題に関する研究家のひとしく認めるところである」(同上)と書き、小作地国有論の創造性について、「土地国有論は古くからあった。然し小作地のみに対しての国有論は日本の実情にそう独創的なものであるとともに実現性を考慮しての発想であり、その目標において現実的なものであったといえるであろう」(同上、119-120頁)と記している。

廃につながる具体的提案として、小作地国有論を提起した。

### 3 農地制度改革同盟と農地国家管理法案

農地制度改革同盟は、社会大衆党、東方会、皇道会の有志により結成された組織であり、農民運動指導者の側から農地制度改革を提起した<sup>(12)</sup>。平野は、主事兼会計として運営の中心を担った。

農地制度改革同盟が提案した農地国家管理法案は、「農地国家管理、小作地国有、家産制自作農の創出」が柱であった(農地制度改革同盟『農地同盟』2030号、1940年4月15日、法政大学大原社会問題研究所蔵)。法案は、1940年「3月23日の衆議院本会議に上程」された(同上)。1940年3月25日の衆議院委員会での小作地国有化をめぐる質疑応答での平野の答弁は、法案の意図するところを浮き彫りにしたものであった。民政党所属の森田重次郎議員が次のような質問をおこなった。「1つの変革の道程として国家が土地の所有権を得るといふのであるか、或いは本当は土地を全部国有にしたいのであるが自作農があるのだから現実の問題として是は已むを得ず認めて行くといふ意味なのであるか、どれを重点とするのか御伺ひ致したい」と(同上)。これに対して、平野は「本案の目的と致しまする所は結局小作農から自作農に終局の目的を置いているのでありまして小作地国有はその手段であります」と答弁した(同上)。重ねて、森田が質問をおこない、「さうすると実際論としては自作農と今の国家小作農との立場、之は併行的に1つの根本的的制度として認めて行かうといふ御立場なのですか」と聞いたのに対し、平野は「実際問題としては相当期限の間国有地が存続します、故に本案は御指摘の様な意味に於て小作地の国有と家産制自作農の二本建といふ事になります」との答弁をおこなった(同上)。この質疑応答は、当該時点での平野の小作地国有化論を知る上で注目すべきものである。なお、この法案は、「会期既に無く委員会を1回開いたのみで惜しくも審議未了となった」と(同上)。

農地制度改革同盟の運動組織化の方針をめぐって、1940年8月15日の農地制度改革同盟の常任理事会の席上、平野と須永の間で論争があった。須永好日記刊行委員会編『須永好日記』(光風社書店、1968年)には、次のように書かれている。「新橋の蔵前工業会館で農地同盟の常任理事会。僕は農地同盟は農村問題研究・農民生活相談所的に改組せよと云い、平野力三君は土地制度改革実現団体として町村支部も結成する組織にせよと云う。結局組織問題は明日までそのままおくことになった」と(同上、313頁)。翌日の農地制度改革同盟の組織委員会においても決着はつかなかった。「蔵前工業会館の農地同盟組織委員会。集まる者40名。併し組織方針も運動方針も結局有耶無耶なものであった。中食を共にして午後2時散会した。」(同上、313頁)。同年10月15日の農地制度改革同盟の常任理事会において、同年8月15日の平野の主張にもとづく方針が認められた。この常任理事会

(12) 自主的改革という側面を強調する庄司俊作『日本農地改革史研究』(御茶の水書房、1999年)での分析は官僚の動向が中心であり、旧農民運動指導者の動静は視野の外に置かれていた。この点、拙稿「書評 庄司俊作『日本農地改革史研究』」(『大原社会問題研究所雑誌』498号、2000年5月)および前掲拙稿「農地改革の位置づけをめぐって」(法政大学大原社会問題研究所ワーキング・ペーパー33号、『占領後期政治・社会運動の諸側面(その1)』2009年)を参照されたい。

には、由谷義治、三宅正一、平野、中村高一、田原春次、須永好、沼田政治、横山健吉、恒次東洋雄が参加した。「協議事項は主として平野の説明に依り」なされた（『特高月報 昭和15年10月分』97頁）。「農地制度改革同盟の将来の方針に関する件」として、「本件は現下、新体制下に於ける農業報国運動を巡り、本同盟は如何に処すべきかにつき、其の方途に迷ふものなしとしない、依つて我同盟は本来の方針に向つて邁進すべき事を宣明し、地方組織の拡充を強化する」（同上）との説明がなされた。

1940年10月30日、警視庁労働課との会談の際に、農地制度改革同盟の存続をめぐる指導部内部の対立が明らかとなった。存続説の平野に対し、三宅正一は解散説を唱えた。事の発端は、同盟が作成したポスターに警視庁から発行中止がいわたされたことにあった。その宣伝ポスターとは、「米穀の増産は土地の安定より」、「農村新体制は農地制度の改革より」を主たるスローガンとし、あわせて「小作地の国有」、「小作米の国家管理」や「耕作権の確立」を掲げていた（『特高月報 昭和15年10月分』96-97頁）。この宣伝ポスターについての警視庁の対応は次のようなものであった。「警視庁に於ても検討を加へつつありたる処、現下国内の客観的状況から見て其の形式及内容等より、該ポスターの発行は新体制運動の具現化に不適当なりとの結論を得たるを以て、論旨中止せしむることとなり」（同上、97頁）。そして、1940年10月30日に、警視庁労働課は、「農地制度改革同盟副会長三宅正一、主事平野力三、理事川俣清音、同中村高一の4名を警視庁労働課に招致し、該ポスターの作成に関し自発的中止方を論旨したる処、同盟側は之を諒としたる」（同上）。この会談において、平野の同盟についての認識が明瞭に示された。平野曰く、「本同盟の言はんとする処は、土地制度の根本的改革を主張するもので、さきに之が内容を有つ農地国家管理法案を議会に提出し政府をして為さしむる様努力をして来ている、本同盟は謂はば此の期成促進同盟である」（同上、98頁）と。新体制と農地制度改革同盟の関係については、「新体制に於て本同盟の主張が取り入れられた時は本同盟の必要性が無いので、其の時は解散の時期であると思ふ、勿論其の時は帝国農会や産業組合も必要が無くなると思ふ」（同上）。その上で、平野は農地制度改革同盟の運動の必要性について、次のように説明した。「今日の農民は非常時国策に協力しつつあるが、更に一層の協力を求むるには、農民に1つの希望を持たしめる事が絶対に必要であると考えから、其の意味で我々の此の運動が必要であると考えるのである」（同上、98-99頁）と。それに対し、三宅正一は次のように発言した。「本同盟としては、内務省とか取締官庁から本同盟の存在は新体制促進上困るといふ事になれば、解散も已むを得ないと考へている」（同上）。これに対し、平野はただちに反論した。「三宅君の今の説には反対である。そう言ふ発言は保留して貰ひたい。自分は只今の農地同盟は決して左様なものではないと考へる。如何に新体制下に於ても、矢張り農民の代弁者として、又国民の輿論を起こす機関として我々の任務があると思ふ」（同上、99頁）。さらに、言葉を継いで、平野は次のように自己の立場を鮮明にした。「自分は断乎として本同盟は存続して行きたいといふ決意を持つている」（同上）と。このように、三宅と平野では、同盟の存続について意見を異にしており、その違いが警視庁労働課の担当官の面前で明らかになったのである。この点について、『特高月報』は、「談偶々本同盟の本質並に将来性の問題に及ぶや」（同上）、「端なくも本同盟内部には三宅対平野の間に、暗黙の対立がある事を看取せらるるに至れる」（同上）と記している。そして、『特高月報』は、「警視庁に於ては其の動向につき直ちに内査を遂げ」（同上）、その結果、

次のことが判明したと記している。「三輪、三宅等は現下の諸情勢より本同盟の存続不要論を抱懐するに至り、平野力三とは事毎に対立的傾向を辿り、従つて平野は之等解散論者に対し脱退を強要し居れること判明するに至れり」(同上、99頁)と。

農地制度改革同盟の存続説を採る主事兼会計の平野と解散説を採る副会長三宅の対立は、同盟の第2回大会での役員人事の際に顕在化した。1940年12月18日に開催された農地制度改革同盟第2回大会に、杉山と三宅は欠席した。「杉山、三宅君の姿の見えないのが寂しかった」(前掲『須永好日記』315頁)。農地制度改革同盟第2回大会では、役員に一大変更があった。前掲『農地同盟』2043号(1941年1月1日)の「農地同盟新役員」によれば、会長であった由谷義治が顧問となり、副会長三宅正一は辞任し、常任理事の三輪寿壯、片山哲、幹事の角田藤三郎、恒次東洋雄、岩田潔、顧問の鈴木文治が退陣し、後任の会長、副会長は選任されず保留となった。このように、会長も副会長も決定されないという状況の下では、主事兼会計をつとめ断固として同盟の存続を主張していた平野力三が最も有力な指導者ということになった。

1941年7月の農地制度改革同盟全国代表者会議は、「惟ふに高度国防長期総合国力発揮の政策は断じて一時を糊塗すべきものに非ずして真に食糧増産の根幹たる農地問題に及ぶべきものなり。此処に於て我等は農地制度の即時改革断行を為し以て恒久的食糧増産に邁進すべき事を期す」(『特高月報 昭和16年7月分』89頁)との決議を採択した。この決議の修正過程で理事の中村高一が「政府をして増産を為さしむる為に農地制度を改革せしむることは理想として必要であるが、決議文にある如き即時改革断行は出来るものでないと思ふ」(同上、82頁)と述べたのに対し、平野は「中村代議士の発言と私の主張とに食い違いがある様に考へられる」として、次のように自己の意見を表明した(同上)。「私は当面の小作問題、土地放棄の問題等の如き増産の障害となる問題に付ては明日にでも改革出来るものと考へて居るものであるが、動もすると中村代議士の発言の如く農地制度の改革は理想論的なものとして採られる虞がある」(同上)と<sup>(13)</sup>。

1941年10月22日の農林大臣官邸での同盟代表と農相の懇談会では、井野農林大臣は基本的方向には賛成していた。懇談会の席上、「農地国家管理実現方の件」で平野が「全面的に農地制度改革を断行して頂きたい」と要望したのに対し、井野農林大臣は「我々も農地改革は考へて居り其の目標に於ては全く貴下と同感であるが今直ちに実行することは種々の点で困難である」とのべ、趣旨には賛同する姿勢を示した(『特高月報 昭和16年10月分』65-66頁)。さらに、「自分の農地制度改革に対する考へは単に部分的の農村実情から見たのではなく農村の根本問題から解決したいと云ふ意味で、例えば農地の世襲制度創設と云ふ様な事が考へられる」(同上、66頁)と述べて、同盟の「家産制自作農創出」に事実上賛成した。また、「我々の目標は貴下と同じであるから実施の方法に関しては我々に任せて貰ひたい」(同上)とも述べた。平野が「大体客観的社会状勢が農地制度改革の必要性を認めて居り又具体的実践方法に於いても一致して居ると思ふが如何」(同上)と確認したのに対し、農相は「時機を見て実施し度いと思ふ」(同上)と答えた。井野農相の同盟への対

(13) 農地制度改革同盟編纂・発行『現下日本の農業政策』(1941年9月)には、1941年7月に行なわれた講習会の速記録と農地同盟調査部の「農地制度の改革」が収録されている。この農地同盟調査部の実態については、調査が必要である。

応をみれば、基本的方向は賛成しつつも具体的には検討を要するとの態度であった。何等かの政策的対応が必要との認識を持っていた事は明らかであり、同盟の発想を無下に退けるものではなかったこともはっきりしている<sup>(14)</sup>。

この「小作地国有化」論は社会主義との関わりで問題となった。1941年10月29日、平野代議士を招いて京都市で開かれた農地制度改革同盟座談会で、次のような質疑応答があった。「旧社大党市議山村治郎吉 自作農と小作地の国家管理の二本建にせず寧ろ農地の全部を国家管理にしたらどうか」、「答 議会の空気として全部国有論は社会主義と見られるから一応小作地のみの国有論で進む」(『特高月報 昭和16年11月分』81頁)。「全部国有論は社会主義と見られる」という平野の答弁が注目される。

1941年11月の第77臨時議会において井野農相が世襲農場法案提出の意図ありと言明したことによって、農地国家管理法案の議会通過への期待が高まった。そのような情勢の下、農地制度改革同盟第3回大会が1941年12月に開催された。議長は野溝勝、副議長は田原春次と中村高一であった(『特高月報 昭和16年12月分』64頁)。平野が「開会の辞」を述べた。「非常時局下国民食糧確保の絶対的要請に答ふるものは本同盟主張の農地国家管理法案議会通過にありて之は単に文書や言葉に終るべきものでなく直ちに明日の実現を必要とするものである」(同上、64頁)。「本部報告」も平野がおこなった。そこでは、第76議会における農地国家管理法案の取り扱いについて報告した。「私は此の戦時議会に此の戦時立法が通過せぬやうでは戦時議会の意義はない、戦時だから必要な法案を、戦時だから上程させぬといふのは話に合わない事である、然し諸君私は仮へ今回通過せなくとも、又次の議会に提出する」(同上、65頁)、「農林省に於ても本案に対しては結局は同じことになるが政府案として必ず実現するやうとのことで目下計画中であることを井野農林大臣が言明した。只だ其の方法を如何にするかに悩んで居るとのことである」(同上)、「今や日本は国家革新を断行せねばならぬ。而してそれは農村に於ては土地問題の解決であるといふことを御考へ願ひたい」(同上)。本部議案として「農地国家管理法案議会提出の件」が提出され、平野が説明にあたった。「私は来るべき第78議会には決死の覚悟で闘ふ積りである。実現といふ事は確信が持てないけれ共私は充分闘ふ覚悟である」(同上、69頁)、「本案通過に大いに運動して下さい。之れは空論ではない、文書や、言葉で終るものではない(拍手)、事実やうじゃありませんか、一致団結してやりませう。(拍手)」(同上)。

ところが、1942年3月17日に農地制度改革同盟は解散を余儀なくされた<sup>(15)</sup>。依拠法は、1941年12月19日に公布された結社・集会を許可制とし既存結社にも許可申請を義務づけた言論出版集会結

---

(14) 庄司俊作氏の前掲『日本農地改革史研究』の345頁には、「農政当局から見れば、農地制度改革同盟等の案は政策論としてはほとんど問題にならなかった」と記しておられるが、これは検討の余地があろう。井野碩也農相は、1917年に東京帝大を卒業後、農商務省・農林省で水産課長・米穀課長・蚕糸局長を歴任し、農林次官を2度経験した実務に精通した閣僚である(戦前期官僚制研究会編・秦邦彦著『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』東京大学出版会、1981年、24-25頁、373-374頁)。そうした人物が「政策論としてはほとんど問題にならなかった」事柄に賛意を表明するとは考えにくい。

(15) 解散時点での勢力について、『特高月報 昭和17年3月分』177頁は次のように記している、「結社不許可処分当時於ては山梨県下に約5千5百名、岐阜県下に約950名、大阪府下に約250名の有力なる小作人組合支

社等臨時取締法であった(法政大学大原社会問題研究所編『社会・労働運動大年表』1, 労働旬報社, 1986年, 368-369頁)。農地制度改革同盟の主張について、『特高月報』は次のように判断していた。「地方支部組織責任者及び同志による懇談会的組織ありて本同盟は典型的小作人組合なり」, 「統制経済運行に伴ふ時局に便乗し, 多年の主張たる土地制度改革の実現を企図して結成せる小作人組合にして, 我国農業機構の根本たる土地制度を変革し, 直接生産者の福利を図るを以て目的となし, 之が為 (1) 小作地国有 (2) 農地国家管理 (3) 家産制自作農創設の3項目を以て骨子とする農地国家管理法案を作成して之が議会通過を図り, 従つて議会勢力の拡大を必須条件とし, 勢ひ小作人の多数結集と地方議会, 農地委員会等の公的機関に小作人代表の多数獲得とを画策し来れるものなり」(『特高月報 昭和17年3月分』178頁)。前掲『須永好日記』の1942年3月17日の項には, 解散命令書を受け取った農地制度改革同盟幹部の平野, 野溝, 須永の姿が記されている。「農地同盟が結社禁止になる。理由は 1, 社会主義的結社だ 2, 階級的政治思想結社だ 3, 闘争団体だ 4, 現下の我が国情より見て治安保持上障害があると云うのであった。戦争に勝つ為の解散である」と云う。吾々も云うことなし。愚痴も弁明もしない。微笑で命令書を受け取り野溝, 平野君等と話して帰る。ほんのり暖かい夕風が吹いていた」(同上, 330頁)。

このように, 平野は小作地国有を掲げた農地制度改革同盟の主事兼会計として活動の中枢に位置し, 三宅正一の解散説を批判して同盟の存続を主張した。三宅が去った後は, 須永好, 野溝勝らとともに同盟の活動を牽引し, 農地国家管理法案の上程, 成立に向けての大衆的な活動を組織した。農地制度改革同盟は翼賛選挙の実施以前の時期に結社不許可処分となった。

#### 4 翼賛選挙後の議会活動と著書『日本農業政策と農地問題』での提言

1942年4月30日の翼賛選挙での旧農地制度改革同盟の指導者達の当落状況をみると, 当選者は平野(皇道会), 大石大(東方会), 杉山元治郎(推薦), 川俣清音, 由谷義治(推薦), 杉浦武雄(東方会)であり, 落選者は須永好, 佐竹晴記, 田中養達であり, 野溝勝は不出馬であった(公明選挙連盟編集・発行『衆議院議員選挙の実績-第1回~第30回』1967年)。

翼賛選挙で当選した平野と, 落選したり出馬しなかった須永, 野溝, 中村高一ら旧農地制度改革同盟の指導者との間には, 強い結びつきが継続していた。1942年5月16日の『須永好日記』によれば, 「1ヶ月振りの上京」で「日本橋川岸の千葉屋に野溝君が招待してくれたので行くと, 平野力三君も来て居て翼賛選挙の話をする。平野君のところでは小野隆君外幹部が警察部長の弾圧で皆反対候補の推薦状に名前を出したら, 農民はそれに赤線を引いて彼等の処に送り返すと云う。弾圧と恩義, 破廉恥の選挙戦を一席し, 新代議士の抱負を聞こうではないかと云うと急に曇り空。野溝君の御都合辞退の賢明な話を聞き, 中村高一君も来て弾圧選挙の話をかきさせる。夕食を共にし心ゆくばかりに語った」(同上, 334頁)。1942年6月25日には, 「今日は平野力三君が大木戸の自慢屋本店に招待してくれたので上京。出席すると田原春次君, 野溝勝君, 中村高一君も来て居て大いに歓

---

部ある外, 徳島県, 静岡県, 宮城県下に支部を, 長野県, 栃木県に支部準備会」をもち, 「地方支部組織責任者及び同志による懇談会的組織ありて本同盟は典型的小作人組合なり」と。



談す」(同上, 336頁)との記述がある。この時の平野の話について、「専制の風いよいよ強く、心ある者は制せらる国際関係に変化あるまでは、この風は変るまじと平野述ぶ」(同上)と紹介されている。1942年7月10日の『須永好日記』には次のように記されている。「野溝、平野君等に先日招待を受けたので、お返しの意味で今度は僕が伊香保の香月館に彼等を招く」(同上, 337頁)、「午後4時伊香保に着く。香月館に行き平野一行の来るのを待つ。午後7時、平野、野溝、田原君等が着いて、中村高一君は午後8時頃来て入浴したり、街を歩いたりして大いに歓談した」(同上)と。

議会新聞社刊の『翼賛議員銘鑑』(1943年1月)338頁所収の「政見」には、平野の「代議士観」が如実に示されている。「代議士は国民と共に国民の意志を代表し常に国民の心の中に在りて真に国事に挺身すべきものであります」、「戦時上に於ける代議士の任務は極めて重大であります。不動の国策に対しては政府を極力鞭撻支持し寸毫も国家の大目的を誤らしめてはならぬと共に常に下意を上通し以て政府と国民との疎隔をなからしめ真に一億一心、挙国一致の体制に間隙を生ぜしめざるため、其の楔となるのが代議士の任務であると信じます。故にただ時局に便乗して権力のみを追従し己の真実を述べ得ざるが如き者は寧ろ唾棄すべきであります」。

平野の議会での活動を見る上で、1943年6月の赤尾敏「不当発言問題」への対応は注目される。『特高月報 昭和18年6月分』38頁によれば、1943年6月14日に27議員によって八日会の結成式がおこなわれた。参加議員は、今井嘉幸、中野正剛、三木武吉、橋橋渡、笹川良一、赤尾敏、江藤源九郎、白鳥敏夫、木村武雄らと、平野、西尾末広、水谷長三郎、松本治一郎、山崎常吉ら旧社会運動指導者であった<sup>(16)</sup>。1943年6月16日、その八日会の一員である赤尾敏の衆議院本会議での発言が「不当発言」として批判され懲罰の対象として挙げられた(『特高月報 昭和18年6月分』39-41頁)。翌日、平野力三、水谷長三郎、山崎常吉ら八日会所属議員は、議会役員会で赤尾懲罰への反対意見を述べた(同上, 41頁)。こうした議員の動静について、『特高月報 昭和18年6月分』42頁では「中心人物たる平野、西尾、笹川等」との表現が使用されている。この事件への対応は、戦時下の議会で平野、西尾、水谷が戦時議会で主流に対抗する議員の一員として、さまざまな思想傾向を持つ議員たちと共同歩調をとっていたことを示していた<sup>(17)</sup>。

(16) 鳩山一郎と八日会との関わりについて、『真相版 社会党の内幕』(人民社, 1948年, 20頁, 22頁)は、鳩山一郎も八日会に参加しており、それが敗戦直後の平野との連携につながると記している。また、竹前栄治「革新政党と大衆運動」(前掲『日本占領の研究』)276頁の注40では、平野からのインタビューに基づいて、鳩山一郎が八日会に参加していたとされる。しかし、『特高月報』の記事によれば、鳩山は八日会に参加していない。鳩山が八日会に参加していたかどうかは、今後の検討課題の1つであろう。なお、竹前氏の論文の注では、「この立場をとった自由主義的ないし社会民主主義的非翼賛議員約20名は『八日会』なる懇話会を結成している。この中には鳩山一郎、芦田均、星島二郎などの保守系議員、西尾、平野、水谷の無産系議員が参加していた(平野力三との1978年2月7日インタビュー)」と記されており、赤尾敏や笹川良一が参加していたことには言及されていない。さらには、赤尾敏の処分をめぐる八日会メンバーの議会内部での抗議の動きにも、言及されていない。

(17) 竹前栄治「革新政党と大衆運動」(前掲『日本占領の研究』259頁)は、平野への1978年時点でのインタビューにもとづいて、平野が「反軍・反東条・反翼政」を基本的立場としていたと規定されている。これが事実であったかどうかは、今後検証されねばならない事柄である。ただ、「反」とまで言えるかどうかは検討の

1943年1月刊行の著書『日本農業政策と農地問題』（一杉書店）では、農地制度改革同盟の時の主張である「自作農化の手段としての小作地国有論」（同上、149頁、178頁）を唱えるとともに、ナチスの世襲農地法を紹介しつつ、日本における「超集約的農業経営」（同上、178頁）や「水田家族耕作の農業経営」を強調した（同上、179頁）。平野は零細農のもつ独自の役割に注目した。平野曰く、「土地と農民の結合は、農業技術の向上と相俟つて、限られた此の日本の狭少な農地に、農民の魂と日本の農業技術の精華は打込まれ超集約的農業経営により、反当生産力は向上され国民食糧の自給力の確保に邁進し得ることとなるのである。斯くて我が国の風土を最も合理的に活用する水田家族耕作の農業経営により、瑞穂の国に相応しき農業経営により国民の食糧を確保することとなるのである」（同上、178-179頁）と。さらに、農村改革の重点として、「全農家の適正規模家産制自作農」への移行の重要性を提起した。「今や非常の難局に直面し、一面にこの時局を乗り切ると共に、他面皇国悠久の発展の礎石である皇国農村をして、皇国の気候風土と国情に合致する農村体制、即ち皇国本然の体制に帰らしむるところの、農村の改革が断行せらるべきであると云はねばならない。即ち全農家の適正規模家産制自作農へと移向せしめることが、農村改革の重大使命でなければならない。我々は之を要望して此の稿を終ることとする」（同上、179頁）。

この時期でも、旧農地制度改革同盟の須永好、中村高一らとの交友関係は、継続していた。1943年5月9日、「中村高一君が家族づれで水上に来て居ると言うので午後2時発で行く。菊池養之輔君と平野力三君も先着して居て風光を賞でながら12時まで歓談した」（前掲『須永好日記』344頁）。また、1943年7月に基地で事故死した須永の長男の陸軍航空曹長須永祐三ら「5柱の村葬」がおこなわれた12月13日には、「河上文太郎、平野力三、中村高一君等も来てくれ、2百名も会葬者があって盛大に行われた」（同上、349頁）。

戦時議会での主流派に対抗する議員との政治的交流は1945年になっても継続していた。鳩山一郎の側近であった安藤正純の日記には、1945年1月24日に平野・西尾・水谷らが、安藤正純・芦田均と「言論、集会、結社取締改正の問題」について協議したことや、1945年5月3日に『『芦田君と平野君の話合にて2時より山王ホテルに交渉団体結成の相談会を開く』』と記されており、当日の参加者のなかには、西尾や河野密がいたことが記されている<sup>(18)</sup>。

1945年には、皇族の東久邇稔彦に対し、戦時下の食糧問題についての提言を行った。東久邇稔彦は東久邇宮家の当主であり、陸軍大学卒業の陸軍大将で1940年に防衛総司令官兼軍事参議官であった人物で、その妃は明治天皇の皇女であった（日本近代史料研究会編『日本陸海軍の制度・組織・人事』東京大学出版会、1971年、61-62頁）。周知の如く、戦時下において首相候補に擬されたよ

---

必要があるが、少なくとも当時の議会での主流に批判的であったことは確かである。この点、杉山元治郎や三宅正一らとは異なる対応であった。旧日労系の杉山、三宅は積極的に戦時体制に協力し護国同志会に参加していた。この点拙稿「農民運動指導者三宅正一の戦中・戦後」上下（『大原社会問題研究所雑誌』559号・560号、2005年6月、7月）及び拙稿「杉山元治郎の公職追放」上下（『大原社会問題研究所雑誌』589号・590号、2007年12月、2008年1月）を参照されたい。

(18) 安藤正純日記の引用は、伊藤隆『『自由主義者』鳩山一郎-その戦前・戦中・戦後-』、(近代日本研究会『年報 近代史研究 4 太平洋戦争』山川出版、1982年、73頁)からの重引である。

うにその政治的手腕が期待されていた人物で、敗戦後の1945年8月から10月まで「皇族内閣」の首相をつとめた。東久邇に対し、1945年2月3日（土）に主食の供出について意見を述べた。「午後三時、平野力三来たり、『食糧問題は戦争遂行に対し、きわめて重要である。主食については農家から全部供出させ、ヤミを根絶し、主食以外は余裕を残しておくことがよい』と語る」（東久邇稔彦『東久邇日記』徳間書店、1968年、169頁）。さらに、1945年3月24日（土）には、食糧営団の現状について報告し食糧問題への対応が急務であることを主張している。「午後三時、平野力三来たり、次のような話をする。『政府は、農家から米を供出せしめ、これを食糧営団に渡して一般消費者に配給せしめている。食糧営団はそのさい、手数料として1石につき6円以上とっている。……中略……自由経済時代でも、米屋は1石につき3円の手数料しかとっていなかったのに、戦時下、統制経済を行っている時、こんな莫大な手数料をとるのは不合理である。食糧営団は、官吏の古手が運営しており、農林省と深い関係があるので、他の人はどうにもすることができない。これは米だけでなく、麦、芋、野菜、魚等、あらゆる食料についても同じである。戦争に勝つためには、国民の食の問題が第一である。東条首相も小磯首相もこの問題には手をつけなかった。1日も早く、食糧問題に英断を下し得る総理大臣が出なくてはならない』。平野の意見は、大いに参考になった」（同上、175頁）。また、1945年5月12日（土）には、食糧不足の現状について説明している。「午前10時半、代議士平野力三来たり、本年5月分の米の配給は7月分を使用しているので、8月には米は欠乏し、麦も不作なので、食糧はいよいよ不足すると語る」（同上、188頁）。この時期の平野が食糧問題への対応についてこうした提言をおこなっていたことや官僚批判は、戦後の片山内閣において農相となった平野の発想の源を知る上で、注目される。

なお、西尾の回想録によれば、終戦工作の一環としてのソ連への特使派遣に自分たちを特使とすべしとして、平野とともに外相に掛け合ったことが記されている（西尾末広『西尾末広の政治覚書』毎日新聞社、1968年、執筆は宮内勇、27頁、28頁）。しかし、当時外務省政務局第2課長であった曾禰益の回想によれば、外務省内部でも、終戦工作の一環としてのソ連への特使派遣に切り札の1枚として旧社会運動指導者の派遣が取り沙汰されていたが、西尾、平野ではなく、水谷長三郎の名前が上がっていた（曾禰益『私のメモアール』日刊工業新聞社、1975年、140頁。同書267頁の年譜によれば、曾禰は1943年から、外務省政務局第2課長をつとめていた）。この西尾、平野による戦争終結前の訪ソ構想は存在したのかどうか、今後の検討に委ねたい。

このように、平野は農地制度改革同盟の時の主張を一層明確にした小作地国有論を展開した。農地制度改革同盟の結社不許可という事態の下で翼賛選挙に臨んだが、平野は当選した。落選した須永や立候補しなかった野溝ら農地制度改革同盟の指導部を構成していた仲間との親交を絶やさなかった。帝国議会では、西尾末広、水谷長三郎と共に、翼賛政治会を批判する勢力と共同行動をとっていた。

（よこぜき・いたる 法政大学大原社会問題研究所兼任研究員）